

令和2年度

第1回 豊山町国民健康保険運営協議会

日時 令和2年12月23日（水）午後2時

場所 豊山町役場 会議室4

生活福祉部 保険課 国民健康保険・医療係

<このページは空白です。>

目次

1	国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の仮算定結果	- 1 -
	(1) 納付金等の概要	- 1 -
	(2) 納付金等算定の流れ	- 1 -
	(3) 納付金等の算定の仕組み	- 2 -
	(4) 豊山町の国民健康保険事業費納付金【仮算定結果】	- 3 -
	(5) 豊山町及び近隣市町の一人当たりの納付金・調定額	- 4 -
2	法定外繰入金	- 5 -
	(1) 法定外繰入金について	- 5 -
	(2) 豊山町の法定外繰入金（5年間の決算額の推移）	- 5 -
	(3) 法定外繰入金（令和元年度決算）	- 5 -
3	令和3年度以降の国民健康保険税率（案）について【諮問事項】	- 6 -
	(1) 国民健康保険税率（案）の考え方	- 6 -
	(2) 令和3年度の国民健康保険税率（案）	- 7 -
	(3) 賦課限度額の引き上げ	- 8 -

1 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の仮算定結果

令和2年11月20日に愛知県から『国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果』が示された。

(1) 納付金等の概要



(2) 納付金等算定の流れ

県全体の保険給付費（医療費）等を推計

↓ 県全体の公費等（療養給付費等負担金、前期高齢者交付金等）を加減算

県全体の納付金算定基礎額（市町村に割り振る納付金総額）

↓ 市町村ごとの納付金から控除される公費等（高額療養費負担金等）を加減算

市町村ごとの納付金額を算出

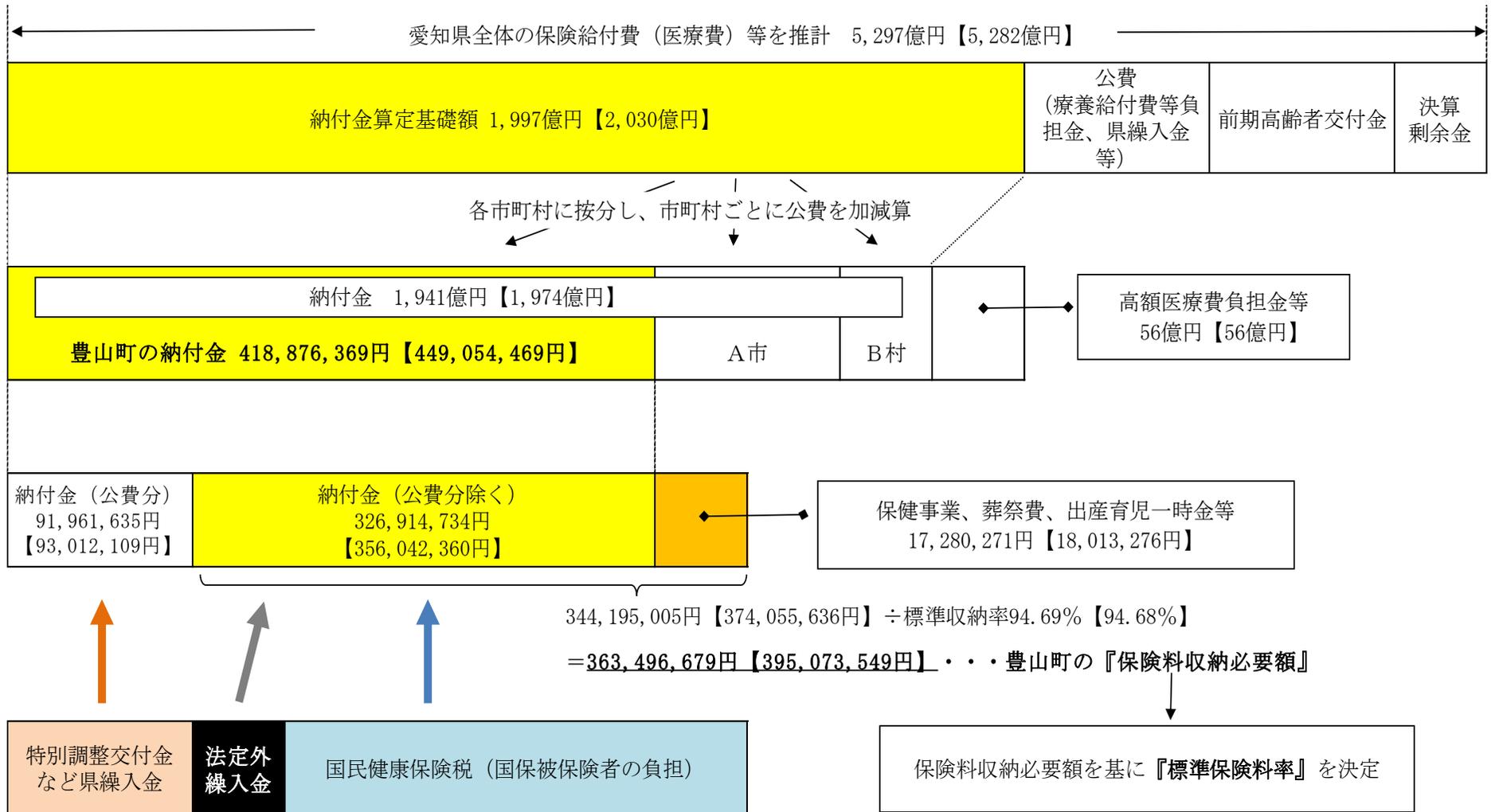
↓ 市町村ごとに交付される公費等（特別調整交付金等）を加減算

市町村ごとの保険料収納必要額

↓ 県統一の算定方式（3方式【所得割、均等割、平等割】）により収納率を加味して市町村ごとの標準的な保険料率を算定

標準保険料率（県が市町村の参考となるよう示す保険料率）

(3) 納付金等の算定の仕組み



※上記は仮算定結果（激変緩和措置後・退職分含まない）の金額で、【 】は昨年度の本算定結果（激変緩和措置後・退職分含まない）の金額

(4) 豊山町の国民健康保険事業費納付金【仮算定結果】

愛知県全体の納付金は決算剰余金の活用と新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の所得減少を考慮し、前年度より約 27 億円減少した。また、豊山町の納付金も前年度より約 3,000 万円減少し、一人当たりの納付金額も前年度より 4,184 円減少した。

区分	仮算定結果 ①	本算定結果 (前年度) ②	前回との差 =①-②
豊山町の納付金（一般）（※）	418,876,369円	449,054,469円	▲30,178,100円
豊山町の一人当たりの納付金	132,598円	136,782円	▲4,184円
愛知県全体の納付金（一般）	193,931,626,166円	196,621,664,119円	▲2,690,037,953円
愛知県全体の一人当たりの納付金	137,098円	137,313円	▲215円

（※）愛知県に支払う金額

(5) 豊山町及び近隣市町の一人当たりの納付金・調定額

豊山町の令和3年度の一人当たりの「納付金」は132,598円と愛知県平均の137,098円と比較すると▲4,500円(約▲3.28%)低いが、豊山町の令和2年度の一人当たりの「調定額」は104,977円と愛知県平均の101,633円と比較すると3,344円(約3.29%)と高い水準となっている。

市町村名	納付金					調定額		
	【R3年度】 一人当たりの 納付金(※1) A	順位 (※2)	【R2年度】 一人当たりの 納付金(※1) B	順位 (※2)	対前年 = A - B	【R2年度】 一人当たりの 調定額(※3) C	【R1年度】 一人当たりの 調定額(※3) D	対前年 = C - D
豊山町	132,598円	37位	136,782円	28位	▲4,184円	104,977円	99,900円	5,077円
県平均	137,098円		137,313円		▲215円	101,633円	102,382円	▲749円

(※1) 納付金は、R3年度は仮算定結果、R2年度は本算定結果

(※2) 順位は全54市町村中、高い順

(※3) 調定額は各年度本算定時(7月1日現在)

2 法定外繰入金

(1) 法定外繰入金について

国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要である。しかしながら、豊山町では単年度収支で赤字が発生している状況にある。

こうした赤字補填のためや保険税の負担緩和を図るためなどの理由により、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入が行われており、豊山町では令和5年度までにその解消・削減に向けた取組を計画的に進めていく。

(2) 豊山町の法定外繰入金（5年間の決算額の推移）

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度（※1）
法定外繰入金 ①	172,560,000円	125,294,000円	87,692,000円	84,507,000円	65,949,000円	43,326,000円
歳入総額 ②	1,989,719,973円	1,829,554,846円	1,817,041,779円	1,489,777,095円	1,384,189,362円	1,418,062,000円
歳入総額に対する 法定外繰入金の割合（①/②）	8.7%	6.8%	4.8%	5.7%	4.8%	3.1%
加入者一人当たり（※2）	39,633円	30,493円	23,156円	23,765円	19,599円	13,193円

（※1）R2年度は当初予算額

（※2）加入者一人当たりは、法定外繰入金を年度平均の被保険者数で除した額

(3) 法定外繰入金（令和元年度決算）

市町村名	法定外繰入金	加入者一人当たり（※）
豊山町	65,949,000円	19,599円
県平均	174,522,000円	10,017円

（※）加入者一人当たりは、法定外繰入金を年度平均の被保険者数で除した額

3 令和3年度以降の国民健康保険税率（案）について【諮問事項】

(1) 国民健康保険税率（案）の考え方

令和3年度以降の国民健康保険税率設定について、平成29年度の第2回国民健康保険運営協議会（平成29年12月27日開催）で示した法定外繰入金の解消計画を見直した結果、国民健康保険税による収入が2,800万円以上不足する結果となった。

今回、県から示された国民健康保険事業費納付金や標準保険料率による賦課総額の試算結果を基に下記のとおりとした。

- ① 令和3年度は、令和2年度の税率を据え置きとする。
- ② 令和4年度、令和5年度については、毎年の賦課総額を概ね4%引き上げる。

平成29年度計画

区分	H29年度税率 (H30年度も維持)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
賦課総額（一般）	370,350,000円	385,210,000円	400,090,000円	414,690,000円	433,360,000円	451,780,000円	467,469,000円
対H29年度	—	+14,860,000円 (+4.0%)	+29,740,000円 (+8.0%)	+44,340,000円 (+12.0%)	+63,010,000円 (+17.0%)	+81,430,000円 (+22.0%)	+97,119,000円 (+26.2%)
法定外繰入金	97,119,000円	83,518,000円	69,912,000円	56,564,000円	39,589,000円	22,806,000円	0円
対H29年度	—	▲13,601,000円	▲27,207,000円	▲40,555,000円	▲57,530,000円	▲74,313,000円	▲97,119,000円
		-13,601,000円	-13,606,000円	-13,348,000円	-16,975,000円	-16,783,000円	-22,806,000円



令和2年度計画

区分	令和2年度税率	1年目（実績）	2年目（実績）	3年目	4年目	5年目	6年目
		H30年度	R1年度	R2年度（※）	R3年度	R4年度	R5年度
賦課総額（一般）	367,722,000円	386,796,767円	385,022,002円	367,722,000円	368,534,000円	382,976,000円	397,418,000円
対R2年度	—	—	—	—	+812,000円 (+0.2%)	+15,254,000円 (+4.1%)	+29,696,000円 (+8.1%)
法定外繰入金	43,326,000円	84,507,000円	65,949,000円	43,326,000円	28,884,000円	14,442,000円	0円
対R2年度	—	—	—	—	▲14,442,000円	▲28,884,000円	▲43,326,000円
					-14,442,000円	-14,442,000円	-14,442,000円

※R2年度は当初予算額

(2) 令和3年度の国民健康保険税率（案）

令和3年度の国保税率（案）で試算した賦課総額は3億6,854万円（対R2年度比0.2%増）となり、愛知県が示した標準保険料率（仮算定結果）との不足額は、令和2年度と比較すると102万円から21万円になり、81万円縮小する。

区分		標準保険料率（仮算定）		R2年度（現行）		R3年度（案）	
		税率	割合	税率	割合	税率	割合
医療	所得割	5.75%	56.6	6.20%	56.1	6.20%	56.2
	資産割	—		0.00%		0.00%	
	均等割	23,539円	43.4	24,400円	43.9	24,400円	43.8
	平等割	16,378円		19,700円		19,700円	
後期	所得割	2.26%	56.1	2.06%	55.7	2.06%	55.7
	資産割	—		0.00%		0.00%	
	均等割	9,027円	43.9	7,900円	44.3	7,900円	44.3
	平等割	6,280円		7,000円		7,000円	
介護	所得割	2.31%	57.7	1.43%	54.9	1.43%	55.0
	資産割	—		0.00%		0.00%	
	均等割	11,693円	42.3	8,000円	45.1	8,000円	45.0
	平等割	5,974円		5,300円		5,300円	
賦課総額（一般）（※1）		368,740,396円		367,722,146円		368,534,675円	
対前年度		—		—		+812,529円（+0.2%）	
対標準保険料率		—		▲1,018,250円		▲205,721円	
調定額（一般）（※2）		332,097,022円		330,486,569円		331,299,097円	
対前年度		—		—		+812,528円（+0.2%）	
対標準保険料率		—		▲1,610,453円		▲797,925円	
一人当たりの調定額		105,028円		104,518円		104,775円	
対前年度		—		—		+257円（+0.2%）	
対標準保険料率		—		▲510円		▲253円	

（※1）令和2年9月末現在の被保険者データで試算

被保険者数（一般） 3,162人

（※2）調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

(3) 賦課限度額の引き上げ

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、下記のとおり賦課限度額を改定し、豊山町国民健康保険税条例の改正を行う。

○改正内容

区分	R2年度	区分	R3年度	
	賦課限度額		賦課限度額	増減
医療給付費	61万円	医療給付費	63万円	2万円
後期支援金	19万円	後期支援金	19万円	据え置き
介護納付金	16万円	介護納付金	17万円	1万円

○限度額引き上げによる影響額

区分	増減
医療給付費	+71万円
後期支援金	±0円
介護納付金	+11万円
計	+82万円

○限度額引き上げによる影響世帯数

区分	改正前	改正後	増減
医療給付費	36世帯	35世帯	1世帯
後期支援金	46世帯	46世帯	0世帯
介護納付金	12世帯	10世帯	2世帯

※令和2年9月末現在の被保険者データで試算

条例	改正の概要
第2条2項	医療給付費分 賦課限度額 610,000円 → 630,000円
第2条4項	介護納付金分 賦課限度額 160,000円 → 170,000円
第23条	医療給付費分 賦課限度額 610,000円 → 630,000円
第23条	介護納付金分 賦課限度額 160,000円 → 170,000円

●施行期日

令和3年4月1日から施行する。